

国自旅第12号
令和6年4月10日

北陸信越運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長

} 殿(単名各通)

物流・自動車局長

「「令和6年能登半島地震」の発生を踏まえた貸切バス及びタクシーの営業区域の整理について」(令和6年1月17日付け国自旅第293号)の一部改正について

「「令和6年能登半島地震」の発生を踏まえた貸切バス及びタクシーの営業区域の整理について」(令和6年1月17日付け国自旅第293号)の一部を別紙のとおり改正することとしたので、その旨了知されたい。なお、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局及び近畿運輸局管内の事業者を本取扱いの対象としていたところであるが、利用実績等を鑑み、関東運輸局管内の事業者については、本取扱いの対象とはしないこととする。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別紙のとおり通知したので、念のため申し添える。

【別紙】

国自旅第293号
令和6年1月17日
国自旅第310号
一部改正 令和6年2月8日
国自旅第12号
一部改正 令和6年4月10日

北陸信越運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長

殿(単名各通)

物流・自動車局長

「令和6年能登半島地震」の発生を踏まえた
貸切バス及びタクシーの営業区域の整理について

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」に関連して、①避難住民の宿泊地又は仮設住宅への移動、②鉄道復旧までの代替輸送や③被災地域における災害関連業務のための輸送等については、貸切バスやタクシーが利用されている。

これを踏まえ、上記の目的のために、貴局管内地域の貸切バス事業者やタクシー事業者が、被災4県(石川、富山、新潟、福井)内の被災地・避難所を出発地又は目的地として事業用車両を運行するに当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)第20条第1号を適用し、本通達の発出日より令和6年6月11日までの間は、何らの手続きを経ずに、出発地及び目的地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行っても支障がないこととするので、管内の貸切バス事業者及びタクシー事業者に対して遺漏なきよう周知されたい。

また、本取扱いによる輸送については、上記運用の適時適切な改善のため、国土交通省として実績を把握できるようにする観点から、「輸送依頼元」、「輸送日時」、「発地及び着地」、「輸送人員」、「契約額」について定期的に事業者から報告を受けることとし、事業者はその記録を輸送の日から1年間保存することとする。

なお、これまで災害時においては臨時の営業区域を設定することで、営業区域外のバス・タクシー事業者による輸送力確保を認めてきたが、災害の場合その他緊急を要するときは、道路運送法第20条第1号に基づき、営業区域外輸送を行うことができることから、今回はこの規定が適用できることについて明確化することとする。

本通達の発出に伴い、令和6年1月12日付け国自旅第284号「令和6年能登半島地震」の発生を踏まえた貸切バス及びタクシーの営業区域の整理について」は廃止する。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

附 則（令和6年4月10日国自旅第12号）
本通達は、令和6年4月10日より施行する。

国自旅第12号
令和6年4月10日

公益社団法人 日本バス協会 会長 殿

物流・自動車局長

「「令和6年能登半島地震」の発生を踏まえた貸切バス及びタクシーの営業区域の整理について」(令和6年1月17日付け国自旅第293号)の一部改正について

標記について、別紙のとおり北陸信越運輸局長、中部運輸局長及び近畿運輸局長あて通達したので、傘下会員に対して周知願いたい。

国自旅第12号
令和6年4月10日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 会長 殿

物流・自動車局長

「令和6年能登半島地震」の発生を踏まえた貸切バス及びタクシーの営業区域の整理について(令和6年1月17日付け国自旅第293号)の一部改正について

標記について、別紙のとおり北陸信越運輸局長、中部運輸局長及び近畿運輸局長あて通達したので、傘下会員に対して周知願いたい。